**○　認定調査・介護認定審査会**

要介護認定においては、障がいによる日常生活・行動面での困難性に起因する「介護に要する手間」を、適切に反映することが重要です。

そのためには、要介護認定に携わる認定調査員や介護認定審査会委員が、障がいの特性と障がいに起因する個々人の生活上の困難さについて十分理解し、正確な調査及び審査判定を行う必要があります。

（１）認定調査に際して配慮すべき事項（要介護認定申請時のきめ細かな対応）

・連絡方法やコミュニケーション手段

・訪問の日時（同席者、支援者の確保）

・認定調査員は、調査時の状況だけではなく、日常の介護や生活の状況も丁寧に聞き取ること

・認定調査内容・結果を確認できること

（２）認定調査への同席、介添え等の支援

認定調査を受けることに不安を感じているひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、知的障がい・精神障がいを有する方や、コミュニケーションに支援が必要な方等に対しては、介添人制度による手話通訳者、保健・福祉の専門職や支援者等の同席の仕組みが積極的に活用されるよう、周知することが大切であり、また、市町村においては、こうした取組みを充実させていくことが必要です。

（３）きめ細かく丁寧な認定調査と判定

要介護認定では、障がい者手帳の等級は直接的には考慮されませんが、障がい特性、障がい者のニーズ・生活上の不便等についての充分な認識を基に、きめ細かく丁寧な認定調査を行い、障がいに起因した介護の手間がより多くかかる場合には、具体的状況を正確に特記事項に記載することが重要です。

そのため、認定調査員に対しては、調査時の留意点・障がい特性・障がい者ニーズ・生活状況等についての研修を計画的に進めていく必要があります。

さらに、ろうあ高齢者の認定調査については、コミュニケーションにおける個別性が高いため、当該コミュニケーションに熟練・熟知した「手話通訳士」による支援が求められます。また、調査項目や調査内容を正確に通訳するには、認定調査員と同等の知識が必要なことから、手話通訳士資格を有し、熟練した認定調査員による調査が望まれます。

また、介護認定審査会において、適正な審査判定がなされるよう、委員に対しても、障がい特性、障がい者ニーズ・生活状況等の研修機会を設ける必要があります。

なお、このような適正な要介護認定の実施には、介護認定審査会委員の選任に当たって、認知症高齢者や障がい特性等に関する知識・経験に留意することも重要です。

（４）要介護認定結果を通知する際の配慮

要介護認定結果を通知する際は、個々の障がいによる必要性を鑑み、本人の希望を確認して配慮することが大切です。

認定調査結果の閲覧及び要介護認定結果について説明を求められた場合には、窓口で丁寧に対応するとともに、必要に応じて、調査内容の検証や認定調査員等からのヒアリングなど、幅広い対応が望まれます。

非該当と判定された人については、地域支援事業、介護保険対象外サービス及び障がい者施策について丁寧に案内し、必要に応じて、介護保険対象外サービスについても、関係施策担当とともに利用についての相談に応じるなど生活上の困難が生じないように配慮することが重要です。

また、要介護認定を受けたにもかかわらず介護保険サービスを利用しないままのひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の障がい者等については、必要なサービスが適切に利用されるよう、情報提供や日常的な相談支援活動に繋ぐ必要があります。